○文部科学省経済産業省令第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び同法による改正後の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項及び第四項（第二十条第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十条第一項の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司
経済産業大臣　世耕　弘成

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請） **第二条**　法第十九条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けようとする者（次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書及びその写しの提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。 一　申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。）　次に掲げる書類 イ・ロ　［略］ ハ　当該法人の役員（取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項及び第七条第二項第一号ハにおいて同じ。）（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合にあっては、当該法人の役員になろうとする者。ルにおいて同じ。）が特定研究成果活用事業者（国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者をいう。以下この項において同じ。）に対する当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類 ニ　［略］ ホ　当該法人に対する法第二十一条の規定による特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と国立大学法人等との間の連携協力体制を説明する書類 ヘ～ヌ　［略］ ル　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 (1)～(5)　［略］ (6)　認定特定研究成果活用支援事業者が法第二十条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組合員たる法人の役員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの	（特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請） **第二条**　法第二十条第一項の規定により特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けようとする者（次項並びに次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書及びその写しの提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。 一　申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。）　次に掲げる書類 イ・ロ　［略］ ハ　当該法人の役員（取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項及び第七条第二項第一号ハにおいて同じ。）（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合にあっては、当該法人の役員になろうとする者。ルにおいて同じ。）が特定研究成果活用事業者（国立大学法人等における技術に関する研究成果を、当該国立大学法人等と連携しつつ、その事業活動において活用する者をいう。以下この項において同じ。）に対する当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類 ニ　［略］ ホ　当該法人に対する法第二十二条の規定による特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と国立大学法人等との間の連携協力体制を説明する書類 ヘ～ヌ　［略］ ル　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 (1)～(5)　［略］ (6)　認定特定研究成果活用支援事業者が法第二十一条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組合員たる法人の役員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの